

# 幕末期樺太におけるアイヌ支配の揺らぎと再編成

—トコンベ出奔事件をめぐって—

檜皮瑞樹

一方では幕府・ロシア双方の勢力が実際に衝突し紛争へと発展するような事態が頻発していたわけではない。潜在的な緊張関係が存在しつつも、それが表面化することは例外的であった。それゆえに、幕府・ロシアの関係に緊張状態を生じさせるような具体的な紛争や事件の発生は、潜在的な緊張関係を顕在化させると同時に、新たに生じた事態への対応を奉行所官吏に迫ることになるのである。

本稿で扱うアイヌ・トコンベの出奔事件は、文久二年（一八六二）という北蝦夷地におけるロシアの活動が再び活発化した時期に生じた事件であり、幕府・ロシアの緊張関係が表面化した数少ない事件の一つでもある。アイヌの使役をめぐる問題が主たる要因として生じた事件は、アイヌ支配と国境問題が不可分な関係にあったことから、国境

一九世紀の蝦夷地は幕府とロシアとの間での国境問題をめぐっての緊張下にあった。幕府はこの状況に対応すべく安政二年（一八五五）に蝦夷地全体を再直轄し、箱館奉行所を設置して統治の任にあたらせた。特に、北蝦夷地（樺太）は、日露和親条約でもその所属が明確にされなかつたため、領土問題の焦点となつた。幕府の再直轄以後も、ロシアとの緊張状態は継続したが、クリミア戦争の影響などによつて一時的に北蝦夷地におけるロシアの南下政策は中断される。しかし、文久期以降はロシアの南下が再開され、北蝦夷地をめぐる国境問題も再燃する。

幕末期の北蝦夷地における幕府・ロシアの関係を概観すれば、潜在的なロシアの脅威によって常に緊張状態にあつたとの従来からの指摘はほぼ正しいと言えよう。しかし、

問題を背景にしながら両国によるアイヌ争奪戦の様相を見ることになる。

秋月俊幸<sup>(1)</sup>は、近世後期から明治初期までの樺太における日露関係を概観するなかで、当該事件を、幕府が北蝦夷地支配の根拠としていたアイヌ支配に深刻な影響を及ぼした事件として紹介している。また、菊池勇夫<sup>(2)</sup>はアイヌ・トコンベの逃走からロシア側の奪還にいたる経緯と、現地北蝦夷地における幕府・ロシア当事者間の交渉過程を整理したうえで、トコンベの逃走の原因となつた番人の暴力が発生する過程や要因、交渉過程でのアイヌの帰属をめぐる奉行所・ロシア側の認識の相違について論じている。さらに、

当該事件から幕府によるアイヌ支配の虚構性を明らかにし、事件が幕府の樺太支配の根拠を揺るがすことになり、結果として北蝦夷地における雑居を明文化した「樺太島仮規則」でのアイヌに関する規定にまで影響を与えた点を指摘している。

菊池が指摘したように、トコンベ出奔事件は樺太における日露関係を象徴する事件であり、さらにこの事件が幕府の蝦夷地支配に与えた影響は多大なものであると想定される。しかし、その影響は菊池が指摘する「樺太島仮規則」にとどまらないものである。直接には、奉行所官吏の樺太や蝦夷地全体に対する支配の正当性を揺るがし、彼らの支

配認識に大きな変化をもたらしたこと、その結果として現地におけるアイヌ支配・政策にも少なからぬ影響を及ぼしたことは想像に難くない。さらに、菊池が指摘した幕府のアイヌ支配の虚構性についても、その虚構が創出されにく過程や、創出された虚構が結果として及ぼした影響については検討の余地があると考えられる。

また、菊池が主として分析の対象としたのは、文久二年のトコンベの逃走からロシア側による奪還が行なわれた文久三年四月までである。しかし、その後、ロシア側によるアイヌの「強奪」という大きな展開を見せ、トコンベの逃走に端を発した事件は、彼の周囲のアイヌに対しても日露両国への帰属選択を迫るような事態へと展開していくのである。そのため、事件の及ぼした影響に関してはより広い時期で捉える必要がある。また、事件のアイヌ支配への影響を分析するうえでも、事件直後ににおける直接的な影響だけでなく、その後の間接的な波及をも考慮に入れる必要がある。

よって本稿では、第一に菊池が指摘した幕府（直接には箱館奉行所）のアイヌ支配の虚構性について、そのような虚構が創り出されていく過程やその内容に関する検討を行い、第二には事件によって引き起こされた事態に対して現地奉行所役人が何を脅威と感じたのか、また脅威・危機と

認識された状況への対応としてどのような政策の変化が生じたのかという点を考察していく。その際、このような支配の虚構が、奉行所・ロシア側双方がアイヌの「意向」を調達するなかで創出されていくという過程にも注目しながら検討を進めていく。

### 一 創出されるアイヌの「意向」

#### (1) トコンベの出奔とロシアによる強奪

文久二年（一八六二）正月一八日、北蝦夷地ウシヨロ場所附近のウエンルイサン村に在住し、ウシヨロ場所で使役されていたアイヌのトコンベがウシヨロから逃走し、シリットタンナイ在住のロシア人ヂヤチコーフの居住する小屋へ逃げ込んだことから一連の事件が始まる。トコンベ逃走の原因については、菊池が指摘するようにウシヨロ場所番人の定吉より以前から受けっていた暴力<sup>(4)</sup>が原因であり、トコンベは逃走の当日に箱館奉行所ウシヨロ役所に赴き、定吉の不法を訴えようとしたが、役人が不在であつたことからシリットタンナイへ逃走したと証言されている。<sup>(5)</sup>

トコンベの逃走は当時ウシヨロ場所の開墾を行なつていた大野藩士福永鍼之輔に報告され、福永は同月二一日と晦日の両日に番人等をシリットタンナイへ派遣してトコンベ

の引き渡しの交渉を行わせる<sup>(6)</sup>。また、逃走の原因となつた番人定吉に対する取り調べも行われる。<sup>(7)</sup>

同時に、事件の発生は直ちに久春内詰の箱館奉行所役人へ報告され、この時久春内に滞在していたウシヨロ詰足軽高橋峰三郎が急遽ウシヨロへ派遣される<sup>(8)</sup>。その後、同年三月一四日には福永自身がシリットタンナイへ赴き、ヂヤチコーフはこれに対するトコンベの引渡しを要求するが、ヂヤチコーフはこれを拒否する。<sup>(9)</sup>その結果を受けて、同年四月四日には久春内において同地詰箱館奉行支配定役成瀬潤八郎らが、久春内滞在のロシア人エサーコフに対してもトコンベの引き渡しを求める。この交渉でエサーコフはトコンベの引渡しを承諾し、ヂヤチコーフ宛の書状を成瀬に手交し、<sup>(10)</sup>四月二一日には高橋峰三郎がエサーコフの書状を持参してヂヤチコーフとの交渉を行う。高橋はエサーコフの書状を提示してトコンベの引渡しを求めるが、ヂヤチコーフはアイヌの使役に関してはロシア・幕府の双方が自由に行なうことができるとするロシア国王よりの書状があることを根拠にし、ロシア側に逃げ込んだトコンベを使役することは何ら問題がないとしてトコンベの引渡しを拒否した。

その後、五月にも久春内で箱館奉行支配役人の成瀬潤八郎がエサーコフに対してトコンベの引渡しを要求し、エサーコフはこれを了解すると発言している。<sup>(11)</sup>しかし、ヂヤチコー

フがそれを実行することはなかった。

シリトッタンナイ、久春内において数度にわたる交渉が行われたが、トコンベの引き渡しは行なわれなかつた。このような事件が発生した背景には、北蝦夷地でのアイヌの使役をめぐる奉行所役人とロシア側との軋轢が存在していた。ロシア側は北蝦夷地が幕府・ロシア双方に所属する土地であることから、ロシア側によるアイヌ使役を認めることを要求した。しかし、奉行所側はアイヌが古来より幕府の撫育を受けており、その結果としてアイヌは幕府の支配下にあるという主張のもとに、ロシアによるアイヌの使役を頑なに拒否していた。実際に、文久元年（一八六一）八月には、チャチコーフがウシヨロに渡來し、高橋に対してもアイヌの使役を認めるよう要求している。このような経緯から、現地奉行所役人は「彼か兼て之望ニ陷不都合至極之義と奉存候」<sup>〔15〕</sup>と、トコンベの逃走によつて生じた事態が、ロシア側のアイヌ使役に関する主張に有利に働くことを危惧していた。そして、その解決策として、箱館奉行に対して在箱館ロシア領事を通じて事件を解決するよう要求したが、箱館での交渉による解決は実現しなかつた。

その後、トコンベは翌文久三年（一八六三）正月に家族に会うためにウシヨロに戻つたところを捕縛され、久春内に移送され取り調べを受ける。取り調べの後、トコンベは

久春内附近のチラホツナイ村のアイヌ・モクチャランケ宅に預けられていた。

しかし、同年三月にはトコンベを奪還するためにチャチコーフが久春内に渡來することで事件はさらなる展開をみせる。三月九日に渡來したチャチコーフは直ちにトコンベが預けられていたアイヌ宅に赴き、武力をもつてトコンベの奪還に成功する。<sup>〔16〕</sup>

チャチコーフによるトコンベの奪還はすぐに役人に通知され、翌三月一〇日から一二日の三日間にわたつて箱館奉行所久春内詰定役出役敷内於菟太郎・定役出役山梨佐輔とエサーコフ・チャチコーフとの間でトコンベの引渡しの交渉が行なわれた。交渉では、奉行所側は旧来よりのアイヌへの撫育を根拠にトコンベの引渡しを要求したのに対しても、ロシア側は国王よりの命令を根拠に引渡しを拒否するなど、従来からの主張を繰り返すばかりで、交渉は平行線を辿つた。

ここで注目するのは敷内・山梨とチャチコーフが、それぞれの主張の根拠としたアイヌの「意向」の存在である。敷内や山梨は「是迄召使候土人とも使はれ候もの毫人も無之、旧来厚手当致し候者斗に候間、夫故仕事も致し候」<sup>〔17〕</sup>と、従来から北蝦夷地のアイヌは幕府が使役しており、幕府の撫育を嫌うようなアイヌは存在しないこと、さらに

アイヌは幕府の手厚い撫育を受けているからこそ使役しているのであると主張する。これに対して、ヂヤチコーグは「此島之土人之内にも日本に而被召使候を嫌候者も有之」<sup>(18)</sup>と、幕府の撫育を嫌っているアイヌが存在することを指摘し、「当島は日本之國とも不限、魯西亞之國とも不限、其地之土人日本之撫育を望候者は御遣し被成、不望者は御使ひ不被成様致度、」「向後魯人之介抱受度申出候者は介抱致し遣し」<sup>(19)</sup>とアイヌの使役に関してはアイヌの「意向」に任せることを主張する。また、トコンベに関しては「トコンベ當島に而撫育候を不好と申、且被召使候も嫌候由當人被申、右故ニカライス江連行手当致し召使ひ候積に御座候」<sup>(20)</sup>と、トコンベ自身が奉行所による撫育や使役を望まないことをから、彼をニコラエフスクで使役させる予定であることを理由にトコンベを引き渡すことは出来ないと回答する。

これに対して山梨は「夫は不相成候。土人共之了簡は此

方之勝手次第に候間」<sup>(21)</sup>と幕府がアイヌを撫育・支配して

いることが明瞭である以上、アイヌが幕府の撫育を望んでいるか否かというアイヌの「意向」は問題ではないと発言する。

以上の交渉の中では、アイヌの「意向」をそれほど重要だと捉えていない奉行所側役人に対して、アイヌの「意向」

を重要視し、そのことを根拠に自らがアイヌを使役することを正当化するヂヤチコーグという対比が明確になるのである。

さらに、奉行所・ロシア側の双方が主張するアイヌの「意向」とは、アイヌ自身によつて自らに都合の良いものとして語られている点は重要である。当然、そこでのアイヌの「意向」とは、彼らが望んでいるアイヌの「意向」であり、このことは、事件の次の段階でより明確になっていく。

三日間の交渉では、結局双方が自らの主張を曲げることはなかつた。最終的には、奉行所役人は箱館奉行に対しても、エサーコフはニコラエフスクに対してそれぞれ伺いを立て、その結果を待つて判断することに結論が達した。また、それぞれの指示があるまでのトコンベの処遇に関しては、久春内においてロシア側が預かることが取り決められた。

## (2) ウシヨロでのアイヌ「強奪」事件

しかし、久春内での交渉が終つた翌日の三月一三日、ヂヤチコーグはトコンベを同伴させ、奉行所役人には無断で久春内を出帆し北蝦夷地のウシヨロへ向かつて出帆する。従前の交渉で取り決められた事項は、すぐに破棄されたのであつた。

ヂヤチコーグは三月一四日にはウシヨロに到着し、箱館奉行所ウシヨロ詰足輕高橋峰三郎が久春内へ出張中であつたため、大野藩土早川弥五左衛門が応対にあつた。<sup>(22)</sup>翌一五日の応接では、ヂヤチコーグはトコンベを同行させるこについては山梨佐輔と交渉で了承済みであることを告げ、さらに早川が以前トコンベに手鎖を掛けていたとして、早川の行為を非難する。

その後ヂヤチコーグは順風次第出帆するとしていたが、三月一八日にウシヨロのアイヌのうちヲフツセリ、チセケシユキ、ホクヌの三家族がヂヤチコーグと同行してシルトッタンナイへ向かうようであるという情報が、惣小使ヲンバヲトエより早川へ内報される。同日、早川はヂヤチコーグと交渉を行ない、ウシヨロのアイヌをシルトッタンナイへ同行させることに對して抗議を行なう。これに對してヂヤチコーグは、ウシヨロのアイヌをシルトッタンナイで使役するようとの上役よりの指令があることや、「尤強て申付召連れ候儀ニテハ無之、土人共より魯夷を望ミ同行を願候ものを召連れ候事ニテ、望無之ものを無理ニ引連行候様之事ハ決而不致候間、」と自分に同行することを希望するアイヌを同行させるだけであり、同行を望まない者を無理やり連れ去る訳ではないと説明する。これに對して早川は「仮令望ニもせよ勝手ニ可差遣筋も無之、勝手ニ同行可致

道理曾て無之」と、同行を望むアイヌであつても奉行所の同意なしに同行させることは出来ないと反論を行なう。

両者の意見は決定的に対立し、交渉は険惡なものとなつたが、早川はここで大きな決断を行なう。翌一九日の交渉で、早川は「魯夷を好て往者は可召連、依之強て不好者を召連候儀無用也、好者を同行有之候共勝手次第たるべし」と、ロシア側への同行を望むアイヌに關しては「勝手次第たるべし」とこれを許可する内容の発言を行なう。これ以上交渉を続けても、ヂヤチコーグは最終的には強引にアイヌを同行させる可能性が高いことや、交渉がこじれてロシア・幕府の紛争に発展することを危惧しての判断であつた。しかし、ロシア側によるアイヌの同行を認めるとは、従来の奉行所役人が行なつてきた発言からは大きく逸脱するものであつた。この早川の発言にはヂヤチコーグも満足し、同行させるアイヌの氏名についての書面を提出することを約している。

さらに早川は、同日に役アイヌを呼び集め、彼らに説諭を行なう。内容はヂヤチコーグへの同行を望む者に對しては同行を許可する旨を伝えると同時に、「彼より相好ミ候ものハ召連可申旨慥申聞候事故、強て相勸太刀・鉄砲之威し有之候共敢て恐るゝ事なけれ」と、同行を望まない者に對してヂヤチコーグが武力以て同行を強要しても恐れる

ことはないとも説明する。さらに、「左程自分ニ遺恨有之候事ならハ只今ニても此首を可遣、（中略）涙を流して堪忍ニ及候儀」と感情に訴えることでアイヌへの説得を試みている。

しかし、翌二〇日の早朝に事態はさらに急変する。それは、ヂヤチコーグへの同行を希望するとされていたアイヌのホクヌが早川を訪ね保護を求める。その内容は、「其後魯夷鉄砲・太刀など持参強て相勧、其上ヲフツセリより強て同道之儀申聞候ニ付、威光ニ恐れ断兼半表半裏之返事いたし候処、得心相成候段ヲフツセリより魯夷江通達ニ付、同行ニハ取極候得共、先祖之墓所を捨、上之御恩沢を忘れシリトツタンナキ江參候儀ハ元より不好事ニ候、乍去一旦同意いたし候事故是非ニと相勧可申、何卒以御慈悲當所ニ永住出来候様取計呉候様願出」と、武力を以て同行を強要されたため、一度はヂヤチコーグへの同行に同意したが、自分の本音としては同行を望んでおらず、当地に残留できるよう取計いを求めるものであった。

さらに早川は、ヲフツセリ家内トコンベ妻ヌイクシマ、コタントカ妻マウシビルマ、チセケシユキ家内同人妻シウタトンケマのアイヌ女性三人もシルトッタンナイへ行くことを拒否し、出船間際に役所へ駆け込む予定であるとの情報入手する。

その後、ヂヤチコーグが役所を訪問し、早川と応接を行なう。早川はホクヌやヌイクシマ、マウシビルマ、シウタトンケマが同行を強要されたと訴え出していることを告げ、「只今双方立合之席江土人共呼寄明白ニ取調、実々不友好のハ兼而被申聞候通強て同行も有之間敷」と双方立会いの上でアイヌへの吟味を行い、その結果ヂヤチコーグへの同行を望まない者は連れて行くべきでないと抗議する。これに対しヂヤチコーグも「然れ共本心変し候事ニ可有之、立合ニ某直々可取調候、婦人も同様可致候」とアイヌへ吟味を行なうことに同意を示している。

この後、一旦交渉は打ち切られるが、ヌイクシマ・マウシビルマが実際に役所に駆け込み、シウタトンケマも駆け込む予定であるという情報が早川にもたらされる。早川は実際にヌイクシマ・マウシビルマの両人を保護するが、このことを聞き付けたヂヤチコーグがアイヌの引渡しを求めて早川のもとを訪れる。ヂヤチコーグはヌイクシマ・マウシビルマの引渡しを要求し、さらに早川に対して二人を保護する理由を問い合わせる。早川は「女共申立候ニハ、彼等夫共同行之儀手厳敷申勧候得共不承知申居候処、殺伐之色相顯れ手込ニして召連候様子故、土人共を頼て茂頼がい無之故、某を見懸欠込願いたし候ニ付差置候事ニ候」と彼女たちは夫から同行を強要されただけであり、彼女たち自身は

同行を望んでいないため早川を頼って役所に駆け込んだため保護しているのだと説明する。

さらに早川は、「今朝もいふ処強てハ不召連、好て来ル者を同行すといふ、然ルを今強て受取度とハ何ぞや」と、同行を望まない者に同行を強要するというヂヤチコーグの行為に対し激しく非難を行なう。これに對してヂヤチコーグは「夫は男土人之事也、女ニ付而之論ニ無之」とこれまでのアイヌの「意向」を尊重するという議論はアイヌ女性には適用されないと発言する。

これに對して早川は、「右は男女之差別なし、土人といへハ男女共土人也、何ぞ女を別にして論するや、且今朝既

ニ三人之女往事を不好、然ルを強て召連んといふを以某ニ其事を訴出ニ付、足下ニ其事を申談置ハ、出舟ニ臨此混雜無之様いたし度為メ也、某好て往ものは敢て止す」と、アイヌの女性の「意向」を認めず、同行を強要することを非難する。ヂヤチコーグは「女は夫ニ隨可往者也、夫捨て往時ハ勝手次第也、夫連行といふを不好して逃去は女之不埒也、其女を助て止は如何」女性は夫に従うべきであり、その女性アイヌを匿う早川の行動を避難する。激昂したヂヤ

チコーグはさらに、「然者差押置候武人之女之代リニ他之女士人を可連行」とヌイクシマ・マウシビルマ両人の代わりに他のアイヌ女性を連れて行くとし、そのアイヌとは手

当たり次第に連れ行くというような暴言を吐くのである。

その後、ヌイクシマ、マウシビルマとマウシビルマの両親に對して早川とヂヤチコーグによる吟味が行われる。両者ともにシルトッタンナイへの同行は強要されたものであり、ウシヨロに残ることを希望していると答える。ヂヤチコーグは「一度聞たる事ハ聞たる也、二度聞ニ及ばず召連行ぞといふて某ニ最早懸合事なし」と発言し席を立つたため一触即発の雰囲気になるが、この時トコンベが両者に割つて入り、箱館からの指示があるまでは、ヌイクシマをウシヨロにとどめるということでヂヤチコーグの同意を取り付けたことで事態は收拾する。

結局、三月二〇日夕方に、ヂヤチコーグはヲフツセリ・チセケシユキ・ホクヌとその家族一七名を連れ、シルトッタンナイへ向け出帆する。ヌイクシマ、マウシビルマは役所に保護され、ウシヨロに残留している。また、シウタトンケマも「夫江再三断之上、出舟之節山奥江逃隠候て遂ニ不罷越候」と出船間際に逃げ出し、ウシヨロに残ることになった。

一連のウシヨロでの事件と交渉からは、ヂヤチコーグ・早川の両者がアイヌの「意向」を創り出そうとし、そのため現時点で自らの支配が及んでいる、もしくは自らの支配を望んでいるアイヌを利用していることが伺える。ヂヤ

チコーグはトコンベを通して、彼の家族やその他のアイヌに対してもシルトッタンナイへの同行の説得を行なわせている。これに対して早川は惣小使ヲンバヲトエなどを通じて、トコンベやヂヤチコーグに同行するアイヌの動向に関する情報を得ている。また、役アイヌを呼び集めて説諭することで、彼等を通じてウシヨロのアイヌ全体への支配を確認しようとする。

さらに、早川やヂヤチコーグの行動からは、「意向」を作り出す際の暴力の存在が明らかになる。ヂヤチコーグはトコンベを通して彼の家族や他のアイヌに同行を説得させているが、その際トコンベは彼の妻や家族に対してあからさまな暴力を行使していることがうかがわれる。このような暴力による「意向」の調達は、コタントカやチセケシユキが彼らの妻に対してとった行動にもあってはまるものである。さらに、ヂヤチコーグは女性のアイヌは夫に同行すべきであると発言するなど、決して全てのアイヌの「意向」を尊重していた訳ではなかった。

一方、早川も自らに通ずる役アイヌを通して他のアイヌに働きかけており、彼らを利用した残留の強要の存在もうかがわれる。また、菊池も指摘するようにマウシビルマの場合には、彼女よりも彼女の両親の「意向」が強くあらわれており、マウシビルマ両親とヲンバヲトエ等との関係も

問われなければならないであろう。

このように、自らの支配の正当性を担保するために用いられたアイヌの「意向」が、実際には様々な暴力の存在によって創出されていることが確認されるのである。さらには、そのような抑圧が女性や年少者といったより社会的な弱者に向けられている点も見逃せないのである。

### (3) 事件の収束

ウシヨロでのヂヤチコーグの行動に関しては、直ちに久春内においてエサーコフに対して抗議が行われる。山梨・薮内はヂヤチコーグがトコンベを久春内に置くという取り極めを破つたことや、さらにその後ウシヨロで多くのアイヌを連れ去つた行為に対して非難を行なつた。そして、「トコンヘ義其通取斗可申候。其外拾七人男女之義も此度其許ニカライスカ江参候ハゞ、重役江懸合候様致度、日本に而前々より養置候もの連行候は甚不当之所業に候」<sup>23)</sup>と、トコンベだけでなくウシヨロから連れ去られた一七人のアイヌの引渡しを要求する。これに対してエサーコフはヂヤチコーグの行動の非を認めたうえで、「何れ私ニカライスカ江参候ハゞ、談判之上返し候様骨折可申候」<sup>24)</sup>と、ニカライスキでの交渉のうえアイヌを引き渡すことを約束した。しかし、その後トコンベや一七人のアイヌが奉行所に引

き渡されることはなく、さらにヂヤチコーグは、文久三年一〇月にチセキシユイ等アイヌ八人を同道してウショロに渡來し、三月に殘留したアイヌの引渡しを要求する。

一〇月六日の交渉で今回の渡來の理由を問われたヂヤチコーグは、「拙者は何も用事無之候得共、召連候土人チセキシユイ義当春残置候妻、此度召連度旨申聞置候間<sup>(25)</sup>」と、チセキシユイが自分の妻をシルトッタンナイへ連れ行くことを希望することから、同人妻の引渡すことを要求した。

応対にあたつた箱館奉行所ウショロ詰足輕高橋峰三郎は、今春に同人妻ウタトンケマが同行を望まず、大野藩士に助けを求めてと説明すると、ヂヤチコーグはチセキシユイから聞いた情報として、今春は病氣のために残し置いたが今回全快したので連れ行くと説明し、「妻が參度旨申立候而も不遣候哉」と、ウタトンケマ自身が同行を希望しても引き渡さないのかと反論を行う。

その後、高橋は大野藩士福永と同行してアイヌへの取調べを行ふが、ウタトンケマに関しては「チセキシユイ妻何方江身を隠し候哉行方不相分候に付」とその行方が判らず、その他の者は「彼方江參候心は毛頭無之間、彼方江可然御申聞宜敷取斗願度旨申聞候間」と、シルトッタンナイへ行くことを拒否し、ヂヤチコーグに対して断つてくれるよう懇願しているとの情報を得る。

その後、ヂヤチコーグとの交渉が再開され、高橋はチセキシユイ妻ウタトンケマの行方が不明であることを説明し、さらにウタトンケマの「意向」に関して「此度其許同人共召連被罷越候に付、被召連候哉杯心配故身を隠し候事察申候」と彼女がチセキシユイに同行を強要されることを嫌つて身を隠しているとの自らの推測を話し、ヂヤチコーグも「無拠証合に付、同人江も可申聞候」とこの説明に納得する。

さらに、高橋は箱館奉行とロシア領事との交渉の結果として、ロシアのアイヌ使役を認めるよう指示があればアイヌを引き渡すが、「左も無之節は毫人も相渡不申候間、吳々も御証知置申候」と、今後は一人のアイヌも引き渡すことはないので了解するように求める。ヂヤチコーグも「委細承知致、己來召連行候義致間敷候」と、高橋の申し出を了解し、今後はアイヌを連れ行くことはないと発言したことで事件は終息する。

## 二 アイヌ支配への影響

### (1) 厳罰と懷柔

トコンベの出奔事件とそれに続くウショロでのアイヌ強奪事件が北蝦夷地の奉行所役人に与えた衝撃は大きいもの

であつた。トコンベの逃走に端を発した一連の事件によつて生じたアイヌ支配の動搖とそれへの対応を次に見ていく。

まず、事件による奉行所役人の動搖は、事件に関する報告書からうかがうことができる。なかでも「且又トコンヘ義魯夷ニ打交りウシヨロ場所ニ而ケヘル短筒等携徘徊致し、土人を威し引纏め連去候趣相勧め不法之致方と存候」<sup>26</sup>と、アイヌであるトコンベがロシア人と共謀し、武力を用いて他のアイヌを連れ去つたことが大きな脅威として挙げられている。さらに北蝦夷地のアイヌ支配の状況についても、「未土人とも内実帰伏不致もの過半有之趣は先般申上候通御座候」<sup>27</sup>と、実際には奉行所の支配に従わないアイヌが半数近くいるという現状や、「土人共之内元蝦夷地土人と違ひ内実は効方嫌ひ候者も有之ニ付、追々如何之義出来可申哉難量」<sup>28</sup>と内実は奉行所に使役されることを嫌うアイヌが存在することから、今後同様の事態が生じる危険性を指摘する。そして、そのように北蝦夷地における現状を認識することから、今後の観測については「且又魯夷雜居之地此上多人数被召連候而是連年厚御撫育之証も無之、場所衰弊にも相成、土人気配に拘り可申と存候」と、雑居が続く以上はさらに多くのアイヌが連れ去られる可能性があり、この状態が続くことで場所の疲弊やアイヌ支配に支障が生じることを危惧するのである。

そして、その対策としては「然る上は」<sup>29</sup>後彼に侵潤を傾、或は出奔等致し候意相見へ候上は、直にソウヤえ渡海御手場所石狩え差遣、是迄之通御撫育被成下、当地漁場稼は石狩土人とも年々春漁而已出稼為致、就漁済之上石狩え差戻し候得は、秋味漁之障りにも不相成」<sup>30</sup>と、ロシア側に従うような、あるいは奉行所の支配から離脱する気配のあるアイヌを石狩場所に移住させ、その代わりとして石狩のアイヌを春漁の時期限定で北蝦夷地で効かせるという案が出される。さらに、「右ケ条之儀は是迄土人共之罪科は御捨てられ候儀に付、伺之上取斗可申と奉存候」<sup>31</sup>と、従来アイヌに対しては刑罰が行われて来なかつたが、今後は厳しく取り締まる必要があるとされている。

この石狩への移住策が実行されることはなかつた。しかし、トコンベの逃走とこれに続くウシヨロでのアイヌ強奪事件によって、アイヌに対する管理を強化する必要が強く意識されたことはこれらの報告書から読み取ることができ。さらに、このような事態の根源的な要因は和人とアイヌ、ロシア人の「雑居」状態であると認識され、その解決のためには奉行所の支配を望まない可能性のあるアイヌを北蝦夷地から排除するしかないという極端な意見が現場の役人から出されたことは、この事件による現地役人の動搖の大きさを示している。

また、アイヌへの取り締まりの強化が提案される一方で、

アイヌへの懷柔策も並行して行なわれている。それは、ウシヨロでのヂヤチコーグによるアイヌ強奪が行われた際、奉行所側に有利に行動したアイヌへ褒賞という形で行われた。

この褒賞については、ウシヨロ詰足軽の高橋峰三郎より事件直後の文久三年四月に提案されている。その内容は、第一にウシヨロの役アイヌで奉行所に協力的であつた惣小使ヲンハラトエ、土産取シツヘチウをそれぞれ脇乙名、乙名に取り立てるというものであった。ヲンハラトエはウシヨロでのトコンベ・ヂヤチコーグの動向や、トコンベ妻などがヂヤチコーグとの同行を望まず奉行所による保護を望んでいることなどを内報した者であった。また、シツヘチウ<sup>(32)</sup>は事件当時にトコンベの説得を行なつたことが褒賞の理由として挙げられている。

さらに、アイヌへの褒賞の申渡しに際しては、「己後其方同様に御旨意を相守者えは尚又御賞員為取遣る。魯夷に随ふもの或は出奔等いたし度故意有之ものは早々其場所役人え申立べし。隠し置に於ては重き御罰なるべし。且又役人は勿論支配人番人の差図を背き、日々勵かさる者等は当所に不差置、外場所え遣す間、其旨土人共一同え厚申諭し、己來右様之儀無之様取締方いたせ」<sup>(33)</sup>と、奉行所の指示を守る者には今後も褒賞を与えるつもりであるが、ロシア側に隨うことを望むような者や怠慢な態度を見せる者は他の場所へ移住させることや、そのようなアイヌが居れば、奉行所に通報することを義務付け、そのような情報を隠してい

た者にも重罰を課すと申し添えている。

幕末期樺太におけるアイヌ支配の揺らぎと再編成

に暮れていることが「不憫」であるためだとされる。

そして、これらの褒賞の必要性については、「且夏に相成候ハヽ、魯夷又々罷越召連行可申旨に相聞、左候得は右等之者共え御公儀よりも厚御賞被下置候ハヽ、ウシヨロ一領は不及申、当嶋一円之為に相成、復「カ」心を行大義を

守候様相成可申と奉存候」<sup>(35)</sup>と、今後ヂヤチコーグ再度来

が予想されており、奉行所から手厚い褒章を行なうことがアイヌ支配に有利に働くこと、さらにはそのようなアイヌへの褒賞がウシヨロに限らず北蝦夷地全体に及ぼす影響が大きいことを挙げている。

第二には、ヂヤチコーグとの同行を拒否したチセキシユヰ妻シウタトンケマ、トコンヘ妻ヌイクシマ、コタントカ妻マウセヒリマへの褒賞<sup>(33)</sup>である。その理由としては、「先祖之墓所を捨、怨敵同様之異邦之夷賊に隨身致し候當義之為には難堪と存、深情杰威之夫子に別れ残り止、永世悲嘆に沈候奴と成候。追々心底誠に不便至極に有之」<sup>(34)</sup>と、先祖代々の地を捨て「仇敵」に随った夫と別れ、「永世悲嘆」

また、高橋からの意見書を受けて提出された山梨佐輔・立石元三郎の上申書では、「雑居之地にて、愚昧之土人なりといへとも、彼に隨ひ候者将来相立候処、罪科も御当前にも奉存候得共、是迄御仕置之御法令も無之間、篤と勘弁仕候処、詰り雑居為致不申様御所置御座候上は、ソウヤえ〔渡が欠カ〕海為致、御手場所石狩并西地クトウ寄場両所之内え差遣漁業為致候ハゝ、幸少之御益にも可相成、当所御取締も宜敷<sup>(37)</sup>」として、「雑居」を継続する以上は今回のような事件を防ぐことは困難であり、根本的な解決のためには「雑居」状態を解消することが必要であること、具体的な対策としては北蝦夷地のアイヌを石狩かクトウ場所に移住させるという案が再び述べられている。

さらに、「昨年中召運行候トコンヘ并当春運行候土人共御掛合済之上差戻候ハゝ、直にソウヤえ渡海為致候積、己後彼等え浸潤之意有之者は同様取計<sup>(38)</sup>」と、トコンベや彼に同行したアイヌを取り戻した際には、直ちにソウヤへ移住させるなどの厳しい処罰を行い、今後もロシアに随うアイヌにも同様の処置を行なうことが述べられている。そして今後は「賞善罰惡候義、役土人始一同之者共え篤と申諭置可申奉存候<sup>(39)</sup>」と、奉行所に従う者には褒賞を与え、奉行所に背く者には厳罰で臨む方針であることが明言される。このように、北蝦夷地詰の奉行所役人は事件の発生によつ

てアイヌ支配関係の再構築を迫られることになる。その対応策としては、第一にはアイヌに対する処罰の強化が必要であると強く意識されている。具体的には、ロシアの支配を望み、あるいはその様な態度を見せるアイヌ・労働を怠けるアイヌに対しては嚴重な処罰が必要であるとされ、同時にそのようなアイヌに関する奉行所役人への「密告」が奨励されているのである。いいかえればアイヌ同士での相互監視が企図されていたのである。

さらに、実際にロシアの支配を望むようなアイヌに対しては、石狩への移住という極端な案までもが想定されていたのである。この案は実行に移されることとはなかつた。しかし、アイヌへの処罰として東蝦夷地への移住という極端な政策が必要であると意識されたことは、支配関係の搖らぎに対する奉行所役人の危機感の強さをあらわしているといつてよいであろう。

また、厳罰の一方で奉行所の支配に従順なアイヌに対しひては褒賞が行なわれる。具体的には、ウシヨロでの事件の際、トコンベや彼に従うアイヌの動向に関する情報を大野藩士に内通した者や、トコンベらとシルトッタンナイへ同行することを拒否したアイヌ女性が褒賞の対象とされたのである。

トコンベの逃走と、ウシヨロでの事件によつて顕在化し

た支配関係の揺らぎを立て直すために、厳罰と懐柔の両側面から支配の強化が図られたのであった。

## (2) トコンベ家族の帰還

ウショロでの事件から二年後の慶応元年（一八六五）五月、トコンベの家族がシルトッタンナイよりウショロに立ち戻る。ヲフツセリ（トコンベ父）、ラントイマ（ヲフツセリ妻・四八歳）、ヲツキニ（ヲフツセリ一男・一七歳）、モンチウカン（ヲフツセリ三男・一三歳）の四人は五月二八日にウショロに着船し、直ちに吟味が行われる。吟味書では、先年トコンベと共にシルトッタンナイへ赴き、近辺のノタシャムやナヤシで生活していたが、撫育も行わらず食糧にも難渋したとシルトッタンナイでの状況が語られる。そして、「尤彼地移住仕候而は、家族迄飢渴に及び難渋仕候に付、是非とも帰路仕度旨チヤチコーフえ再三申聞」<sup>(40)</sup>と、この状態では家族が飢渴することからウショロへ立ち戻ることをチャチコーフは「最慮左様申聞候而己」なら、御当地召置候而も可召使日業も無之に付、左迄帰路望み候ハゝ、其意に任せ遣す間、勝手次第帰路致し候而も不苦旨申聞候に付、<sup>(41)</sup>と、シルトッタンナイには使役させる仕事もなく、再三にわたり訴えるのであれば勝手にしてよいという許可

が与えられたため帰還したと証言される。

さらに、惣小使シツヘイチウ、乙名ノホリランケ、小使サンキランマよりの詫び状では、「前件之次第は私共兼々教諭不行届之義深奉恐入候得共、何卒以御慈悲右四人之者共御宥免被成下度、以後右様之者無御座様精々教諭可仕候。」<sup>(42)</sup>と、ヲフツセリ他三人に対する寛大な処置が願い出られる。

これを受けてウショロの奉行所役人水谷栄三より提出された意見書でヲフツセリ等に対する処置が提示される。まず、「御国法を背き彼地え永々滞在渴命にも至り候而帰路、今更彼是苦情嘆願仕候儀に付、伺之上嚴敷御咎の有御座候哉之処」<sup>(43)</sup>と、国法に背きチャチコーフに同行してシルトッタンナイへ赴いたのであり、今になって嘆願を行っても厳しく処罰されるべきであるとする。ここでは、事件直後に処罰として提案された、石狩など東蝦夷地への移住という処置も想定されていると考えてよいであろう。しかし、實際の処罰に関しては「既に先年トコンヘ一ト度久春内迄相戻り候節にも、余り嚴重之所置仕候を魯人方にては右等をしてチャチコーフは申立候事からも有之、却て御不為之様成行候ては首として申立候事からも有之、却て御不為之様成行候ては奉恐入候間、此度は先年魯人強奪に及び候とは乍申、家族共会得為仕是迄帰村迂延及び候義を厳敷叱り、此後之二念毛頭無之哉之実情再応吟味詰、（中略）別段御咎罰等無之候方其身を賑、外土人共迄も追々御恩惠之厚きを傳響及び」<sup>(44)</sup>

と、文久三年正月のトコンベ立ち戻りの際に厳重な処置を行つたことが、結果的には逆効果であつたことを指摘した上で、今回の処置に関しては、ヲフツセリ等がチャチコーグに強要されたとはいへ、数年も立ち返らなかつた点を厳しく叱責した上で、特別な処罰を行わないことがかえつて他のアイヌに対して奉行所の恩恵の厚さを示すことにつながるとして、別段の処罰は行わないとされる。

以上のように、事件直後にはチャチコーグに同行したアイヌを石狩に移住させるなど厳しく処罰することが想定されていて、実際にウシヨロに戻ったアイヌに対してはそのような厳しい処罰は行われなかつたのである。その理由は、奉行所役人自身が述べているように、寛大な処置を行なうことで奉行所の厚恩を示す必要が強く意識されていたのであり、その背後には厳しく処罰する事がアイヌの離反を生じさせる可能性があると奉行所役人が認識していたと考えてよいであろう。このことは北蝦夷地におけるアイヌ支配の脆弱性を奉行所役人が強く認識していたことをも示しているのである。

しかし、一方では「意向」が創出される際には様々な暴力が動員されたことが確認できるのである。そのような暴力が女性や幼年者に対しても苛烈に向けられるることも見逃せないのである。さらに、アイヌ自身によつて「意向」が語られないという暴力性も指摘される。ここでのアイヌの「意向」とは、奉行所役人やロシア人に独占されたものであり、そうであるがゆえにアイヌ自身の意思は根本的に問題とされないのである。そして、そのようにして創出された「意向」に下支えされることによつて支配の虚構性が成り立つてゐるのである。

トコンベの逃走とそれに続くウシヨロでの事件によつて、北蝦夷地におけるアイヌ支配の強化が模索されていた。しかし、事件から二年を経ても状況は大きく変化した訳ではなく、そうであるがゆえにチャチコーグに同行したアイヌ

への厳罰が回避されなければならなかつたのである。

おわりに

同時に、トコンベの逃走とウシヨロでの事件によって北蝦夷地でのアイヌ支配の脆弱性が顕在化することになる。このことを強く意識した奉行所役人は、一方ではロシアに靡くアイヌへの移住等の厳罰を示し、もう一方では自らの支配に従順なアイヌに対する褒賞や「密告」の奨励が行なわれる。彼らが考える「善賞悪罰」によって支配の強化が目指されたのであった。しかし、実際にはその政策が成功したわけではなく、そうであるがゆえに二年後にロシア側より立ち戻ったアイヌに対しては寛大な処置を行なわざるをえなかつたのである。

さらに、この事件がアイヌ社会に及ぼした影響も少なくなかつたことは想像に難くない。幕府・ロシアのアイヌ争奪によつてアイヌ社会に分裂が生じ、その結果として共同体の再編成を余儀なくされたであろうことが想像される。しかし、あくまで推察にとどまるものであり、さらなる考察が必要であり今後の課題としたい。

アイヌの逃走事件によつて幕府・ロシア双方のアイヌ支配が争点となり、虚構としてではあれアイヌの帰属に関する「意向」が支配の根拠として争奪されたのである。アイヌ個々人の帰属の意思が政治的問題として浮上するような事態は、当然近代移行期に特有の現象と言えるであろう。なぜなら、国家への帰属が自明・明白であると認識される

社会ではこのような問題は生じえないのであり、近代以降には国境が確定し国家への帰属も所与のものとして認識されていくのである。

この事件の後、北蝦夷地（樺太）は雑居が明文化されたまま新政府の支配へと引き継がれていくのである。アイヌ支配に関しても幕府の崩壊と、新政府の施策によつて新たな局面を迎えるのであるが、その点に関しては別稿を期したい。

#### 註

(1) 秋月俊幸『日露関係とサハリン島』筑摩書房、一九九四年、一六三～一六五頁。

(2) 菊池勇夫「幕末日露関係のなかの樺太アイヌー『出奔土人』トコンベ一件」『日本歴史』第四九七号、一九八九年。後に同『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一年に所収)。

(3) デヤチコーフは嘉永年間のクシュンコタン占領に参加したコサックである(秋月前掲書、一八二頁)。また、奉行所側の資料には「炭鉱主」という記述も見られる。

(4) 定吉はトコンベがたびたび盜みを働いたので处罚として折檻したと証言する。定吉によるアイヌへの過剰な暴力が恒常に存在したことは、大野藩士や奉行所役人も認めている。

(5) 「北地仕出御用留」第四冊、第五五文書（国立国会図書館所蔵「蝦夷地御用留」第一冊）。

(6) 越前大野藩は安政期よりたびたび蝦夷地の開発を幕府に願い出ており、安政五年（一八五八）以降は北蝦夷地ウショロ場所の經營に着手していた。

(7) 「北地仕出御用留」第四冊、第六二文書。

(8) 「北地仕出御用留」第四冊、第五五文書。

(9) 「北地仕出御用留」第四冊、第六五文書。

(10) エサーコフは文久元年（一八六一）にクションナイに着任した海軍士官（秋月前掲書、一八二二頁）。奉行所役人と交渉では常に穩便な言動を行なっている。

(11) 「北地仕出御用留」第四冊、第六七文書。

(12) 「北地仕出御用留」第四冊、第六三文書。

(13) 「北地仕出御用留」第四冊、第六七文書。

(14) 「魯日記 文久元申年より元治元子年迄」第一五文書  
(北海道立文書館所蔵、本稿では北海道大学付属図書館北方資料室所蔵の複写版を使用)。

(15) 「北地仕出御用留」第四冊、第五五文書。

(16) 「応接」第八文書（国立国会図書館蔵「蝦夷地御用留」第四冊）。

(17) 「応接」第一文書。

(18) 同前。

(19) 同前。

(20) 「応接」第二文書。

(21) 同前。

(22) 「露西亞人邪智骨布応接取調書」（大野市史 第五卷 藩政史料編二）一九八四年、七九八〇八一六頁）。以下、

ウショロでのデヤチコーフと早川との交渉に関する引用箇所も同様。

(23) 「応接」第四文書。

(24) 同前。

(25) 「魯日記」第二〇文書。以下高橋峰三郎とデヤチコーフとの交渉に関する引用箇所も同様。

(26) 「応接」第一七文書。

(27) 同前。

(28) 「応接」第一六文書。

(29) 「応接」第一九文書。

(30) 「北蝦夷奥地土人共御取締向御処置之儀に付山梨佐輔外壹人より差出候書面に付相伺候書付」（「北地仕出御用留」（文久二亥年ウショロ出役所）函館市立図書館所蔵、本稿では北海道立文書館所蔵のマイクロフィルムを使用）。

(31) 同前。

(32) シツヘチウは、早川とデヤチコーフが三月二〇日に又イクシマ、マウシビルマとマウシビルマ両親に尋問を行なった際に通訳を行なっている。

(33) シウタトンケマヘは金三百疋、マウシビルマ・ヌイクシマへは金百疋が与えられている。

(34) 「奇特土人共御手当之儀奉願候書付」（「北地仕出御用留」（文久三亥年））。

(35) 同前。

(36) 「申渡」亥四月（「北地仕出御用留（文久三亥年）」）。

(37) 「ウシヨロ場所奇特土人共え御手当被下方并土人御取締向御処置之儀に付奉伺候書付」（「北地仕出御用留（文久三亥年）」）。

亥年）」。

(38) 同前。

(39) 同前。

(40) 「〔ヲフツセリ等への吟味書〕」（「魯国応接留（慶応元丑年ウシヨロ御用所）」北海道立文書館所蔵）。

(41) 同前。

(42) 「奉御詫申上一札之事」（「魯国応接留」）。

(43) 「北蝦夷奥地滯留魯西亞人強奪仕候ウシヨロ場所土人之内ヲフツセリ家内四人立帰り候儀に付申上候書付」（「魯国応接留」）。

(44) 同前。